

新型コロナウイルス感染症への対応とご協力をお願い

新型コロナウイルス感染症拡大を予防するため、文化創造センターの利用にあたっては、下記のことをお守りいただくようご協力をお願いします。ご確認・ご了解のうえ申請を行ってください。なお、個別の内容におけるご不明点は公益財団法人可児市文化芸術振興財団にお問い合わせください。

1. 利用にあたって

- ① 「利用チェックシート」に必要事項を記載の上、利用前に提出する。※利用日ごと
- ② 「利用者名簿」に必要事項を記載の上、退館までに提出する。※利用日ごと
※利用者名簿は、当施設において感染者の発生等があった場合に、保健所による症状確認等の連絡のために保健所に提出するものです。
- ③ 利用者全員の健康チェック（検温等）を実施する。
- ④ 利用者に次のいずれかの症状がある場合は、当該利用者は利用しない。
ア：発熱（37.5度以上または平熱比1度超過）、咳、鼻水、喉の痛み等風邪の症状
イ：味覚または嗅覚に異常を感じる
ウ：倦怠感（身体のだるさ）や息苦しさ
- ⑤ 途中で体調が悪くなった利用者が出た場合は、すぐに利用をやめ施設側に申し出る。
- ⑥ 利用者間の間隔を確保（できるだけ2m。最低1m）する。
- ⑦ 利用者全員がマスクを着用する。（歌唱、合唱、演奏、演技、運動中、水分補給時及び着用困難者への配慮等は除く）
- ⑧ 利用前後に消毒又は手洗いを実施する。
- ⑨ 使用責任者はアルコール消毒液を準備し利用前後で手で触れる箇所・備品の消毒を行う。
- ⑩ ごみが発生した場合は、利用者が持ち帰る。
- ⑪ 屋内での飲食は禁止する。（活動の性格上飲食が不可欠なもの及び水分補給は除く）
- ⑫ 物販等、不特定多数の者が来場する場合、密集が発生しないなど対策を徹底する。
- ⑬ グループ討議やワークショップ方式の講座は極力控え、実施の際は対面距離の確保、対面場面の回避など十分な対策を徹底する。
- ⑭ ロビー等共有スペースにおいて、利用前後や休憩時間における交流は極力避ける。
- ⑮ 長時間の滞在は、極力控える。
- ⑯ 感染症防止のために市が定めた基本指針を遵守し、施設管理者の指示に従う。

2. イベント等開催にあたって

- ① 参加者・入場者の健康チェック（検温等）を実施する。
- ② 利用施設の入口にアルコール消毒液を設置し、手指の消毒を徹底する。
- ③ 入退場や休憩時に行列ができることが想定される場合は人を密着させない環境を整える。
- ④ 対面場面の遮断措置（パーティションの設置、もぎりの簡略化等）を行う。
- ⑤ イベントの開催を予定する場合は、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部が作成した「コロナ社会を生き抜く行動指針」の「3. イベント等について」に記載される基準等、それに基づく各種対応に従う。
 - ・イベント主催者は、予め感染予防対策チェックリスト[※]をホームページに公表し、イベント終了後はチェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は県に報告すること。（※感染予防対策チェックリストは、県ホームページ参照）
 - ・参加予定人数が5,000人を超える場合は、岐阜県に感染症防止安全計画の提出が必要です。

3. その他の注意事項

- ・催しの種別による使用の制限はありませんが、状況により制限を設ける場合があります。また、感染拡大の状況により許可できない場合もありますので予めご了承ください。
- ・定員その他事項については状況により変更する場合があります。ご利用時のガイドラインに従ってください。

4. イベント開催等における必要な感染防止対策（令和3年11月25日付岐阜県通知「イベント開催等における感染防止安全計画等」別紙）

| 項目 | 基本的な感染対策 |
|-----------------------------|--|
| ① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底 | <p>□ 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。</p> <p>※ 大声を「観客等が、㉑通常よりも大きな声量で、㉒反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当する。</p> <p>※ 大声を伴う可能性があるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</p> <p>※ 飛沫が発生する恐れのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>※ 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省のHP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。</p> |
| ② 手洗、手指・施設消毒の徹底 | <p>□ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。）。</p> <p>□ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。</p> |
| ③ 換気の徹底 | <p>□ 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上等）の徹底。</p> <p>※ 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。</p> <p>※ 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</p> <p>※ 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</p> |
| ④ 来場者間の密集回避 | <p>□ 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。</p> <p>□ 休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築。</p> <p>※ 入場口・トイレ・売店等の未収が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。</p> <p>□ 大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保</p> <p>※ 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。</p> |
| ⑤ 飲食の制限 | <p>□ 飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。</p> <p>□ 飲食中以外のマスク着用の推奨。</p> <p>□ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。</p> <p>※ 発生がないこと前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる場合はこの限りではない。</p> <p>□ 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。）。</p> |
| ⑥ 出演者等の感染対策 | <p>□ 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。</p> <p>※ 体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</p> <p>□ 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。</p> <p>※ 練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。</p> <p>□ 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないように確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く。）。</p> |
| ⑦ 参加者の把握・管理等 | <p>□ チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。</p> <p>※ 接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービス(BluetoothやQRコードを用いたもの等)を活用</p> <p>※ 原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。</p> <p>□ 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。</p> <p>※ チケット販売等に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。</p> <p>□ 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。</p> |

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する事業において策定されている場合）を遵守すること